

## 特別職の職員の給与に関する法律の 一部を改正する法律案の概要

- 一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の給与を改定

### 1 月例給の改定【平成30年4月から改定】

秘書官の俸給月額を、一般職の一般の職員に準じて、400円の引上げを基本に改定

※ 内閣総理大臣等の俸給月額については改定なし

### 2 特別給(ボーナス)の改定【平成30年12月期から改定】

内閣総理大臣等の特別給を、一般職の指定職職員に準じて改定  
年間3.30月分 → 3.35月分(0.05月分引上げ)

※ 秘書官の特別給は、一般職の一般の職員の例によることとされている  
年間4.40月分 → 4.45月分(0.05月分引上げ)

### 3 施行期日

公布の日（一部の規定は平成31年4月1日）